

第19回島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項

1. 目的

この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。

2. 主催

島根県、公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

3. 共催(予定)

松江市、出雲市、江津市、益田市

4. 主管(予定)

一般財団法人島根陸上競技協会、一般財団法人島根県水泳連盟、島根県卓球協会、島根県ボウリング連盟、島根県アーチェリー連盟、島根県ソフトボール協会、島根県障害者フライングディスク協会、島根県グラウンド・ゴルフ協会、島根県バドミントン協会、島根県バレーボール協会、島根県ソフトバレーボール連盟、島根県障がい者スポーツ指導者協議会、松江市陸上競技協会、出雲市卓球協会、益田市グラウンド・ゴルフ協会、益田市ソフトボール協会、江津市ソフトバレーボール連盟、出雲市バドミントン協会

5. 後援(予定)

島根県教育委員会、公益財団法人島根県体育協会、社会福祉法人島根県社会福祉協議会、島根県身体障害者団体連合会、島根県知的障害者福祉協会、島根県手をつなぐ育成会、一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会、島根県精神保健福祉士会、一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部、島根県特別支援学校長会、開催市教育委員会、開催市体育協会、開催市社会福祉協議会、開催市身体障害者福祉協会、開催市障がい者スポーツ協会、開催市手をつなぐ育成会

6. 協力(予定)

島根県聴覚障害者情報センター、島根県障がい者スポーツ指導者協議会、公益社団法人島根県看護協会、企業ボランティアの皆さま、開催市市民ボランティアの皆さま

7. 期日・会場(予定)

- (1) 平成30年5月13日(日) 松江市 ※予備日：平成30年5月20日(日)
陸上競技会…【松江市営陸上競技場】
- (2) 平成30年5月19日(土) 江津市
フライングディスク競技会…【江津中央公園多目的広場】
【雨天時…江津市民体育館】
- (3) 平成30年6月3日(日) 出雲市
卓球競技会…【出雲体育館】【サン・アビリティーズいずも】
- (4) 平成30年6月9日(土) 松江市
ボウリング競技会…【しんじ湖ボウル】
水泳競技会…【島根県立水泳プール】
アーチェリー競技会…【島根県立はつらつ体育館】
- (5) 平成30年9月15日(土) 益田市 ※予備日：平成30年9月22日(土)
グラウンド・ゴルフ競技会【ひだまりパークみと】
ソフトボール競技会…【久々茂コミュニティ広場】
- (6) 平成30年10月27日(土) 江津市
ソフトバレーボール競技会…【江津市民体育館】
- (7) 平成30年11月18日(日) 出雲市
バドミントン競技会…【島根県立浜山体育館メインアリーナ】
ポッチャ競技会…【島根県立浜山体育館サブアリーナ】

※ (1)～(4)は「第18回全国障害者スポーツ大会選手選考記録会」を兼ねる

8. 競技規則

開催年度の（公財）日本障がい者スポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び各競技団体制定競技規則並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

9. 参加資格

- (1) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。
 - 平成30年4月1日現在、9歳以上の障がい者。
 - ※ただし、全国障害者スポーツ大会の出場資格は平成30年4月1日現在13歳以上の障がい者とする。
 - 身体障がい者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - 知的障がい者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156条）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
 - 精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- (2) 申し込み時に島根県内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、島根県内の企業、施設、学校等に通勤、通所、通学している者は、島根県外に現住所を有していても参加できるものとする。

10. 障がい・年齢区分

- (1) 参加できる障がい区分は競技によって異なる。申し込み者において責任を持って判定・申告すること。
- (2) 主催者は申し込み書類の申告に基づいて組み合わせ等を決定する。
- (3) 出場区分に当てはまらない場合は、オープン参加（記録は公式記録とならず、順位をつけない）を認めることがある。
- (4) 年齢区分を設ける競技については次のとおりとする。
 - ①身体障がい者 1部…39歳以下、2部…40歳以上
 - ②精神障がい者 1部…39歳以下、2部…40歳以上
 - ③知的障がい者 少年の部…19歳以下、青年の部…20歳～35歳
壮年の部…36歳以上

11. ゼッケン

各競技の実施要項にゼッケン着用の定めのあるものは、主催者が交付するものを使用する。布の色は次の通りとし、数字は黒色とする。

- 身体障がい者 肢体不自由者 … 白色
視覚障がい者 … 薄緑色
聴覚障がい者 … 黄色
内部障がい者 … 水色
- 知的障がい者 … 桃色
- 精神障がい者 … 薄茶色

12. 参加料・昼食

大会参加者は、1人200円を納める。

各競技会の弁当単価は600円（税込み・お茶付き）とする。

13. 申し込み方法

- (1) 提出書類：参加を希望する競技会ごとに次の書類を提出する。
 - ① 島根県障がい者スポーツ大会参加申込書
 - ② 島根県障がい者スポーツ大会各競技会別参加申込名簿

※全国障害者スポーツ大会出場希望者は上記に加え、次の書類を提出する。

 - ③ 全国障害者スポーツ大会個人競技参加申込書
 - ④ 全国障害者スポーツ大会個人競技選手推薦調書
 - ⑤ 全国障害者スポーツ大会個人競技選手問診票

- ⑥ 障がいを証明する手帳のコピーもしくは障がい証明書
※詳細は全国障害者スポーツ大会申し込み要項を参照

- (2) 提出方法：郵送、FAX、Eメール、持ち込みのいずれか
(3) 提出期限：表紙に記載

各競技会別提出期限を厳守すること。

提出期限を過ぎた申し込みは原則として受け付けない。

- (4) その他：申し込み受け付け終了後に、事務局から申し込み確認書を送付する。

14. 組み合わせ・競技スケジュールの発表

- (1) 競技の組み合わせは主催者側で行い、大会の1週間前をめどに島根県障害者スポーツ協会のホームページに掲載する。なお組み合わせは欠場等で変更することがある。

15. 変更・欠場について

- (1) 選手変更は下記①～③を全て満たすものに限り認めることとする。

- ① 同一競技（種目）での出場であること
② ・身体障がい者は、障がい区分が同一であること
・知的障がい者・精神障がい者は、年齢区分が同一であること

※団体戦・団体競技についての選手変更は、障がい（身体・知的・精神）が同じであれば区分を問わない。

- ③ 同性であること

- (2) 選手変更及び欠場が生じた場合は、所定の「変更届」「欠場届」に必要事項を記入のうえ提出すること。大会前々日までは事務局、それ以降は大会当日受付に提出する。

16. その他

- (1) 選手の健康管理は申し込み責任者において留意すること。また当日は十分に準備運動を行うこと。
(2) 競技にあたっての介助者の付き添いは、選手1名につき1名とするが、「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定めのある場合はこれに準ずる。
(3) スポーツ傷害保険は、主催者側で取りまとめて加入する。
(4) 競技中の事故・ケガ等については、応急処置以外主催者は責任を負わない。
(5) 喫煙・飲食は、会場内または近辺の指定された場所で行うこと。

◇組み合わせ、競技結果の発表に際し、ホームページや配布冊子等に、障がい区分、年齢区分、氏名を掲載しますので、あらかじめご了承ください。

◇本会のホームページに、競技結果とともに競技写真を掲載することがあります。また大会当日は、競技会場にテレビ・新聞等報道機関が来場する場合があります。選手の氏名・写真・映像が報道されることがありますので、あらかじめご了承ください。

◇個人情報については本大会実施に係る業務にのみ使用し、他の目的で使用することはありません。管理については「(公財) 島根県障害者スポーツ協会個人情報規程」に基づき行い、無断で第三者に提供することはありません。

～問い合わせ先～

〒690-0011

松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内

(公財) 島根県障害者スポーツ協会事務局

TEL 0852-20-7770 FAX 0852-32-5982

MAIL info_office@spokyo.org